

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由																														
<p>中分類66-補助的金融業等 総説</p> <p>この中分類には、銀行等の預金取扱機関、貸金業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業等の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類 番号</th> <th>細分類 番号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>661</td> <td></td> <td>補助的金融業、金融附帯業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6612</td> <td>手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○電子交換所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6614</td> <td>信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；県農協保証センター；信用保証会社 ×農林漁業信用基金[6615]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6615</td> <td>信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金；全国農協保証センター</td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		661		補助的金融業、金融附帯業		6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○電子交換所</u>		6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；県農協保証センター；信用保証会社 ×農林漁業信用基金[6615]		6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金；全国農協保証センター	<p>中分類66-補助的金融業等 総説</p> <p>この中分類には、銀行等の預金取扱機関、貸金業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業等の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類 番号</th> <th>細分類 番号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>661</td> <td></td> <td>補助的金融業、金融附帯業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6612</td> <td>手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○手形交換所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6614</td> <td>信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；<u>農林漁業信用基金(林業部門)</u>；<u>県農協保証センター</u>；信用保証会社 ×農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)[6615]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6615</td> <td>信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)；<u>全国農協保証センター</u> <u>×農林漁業信用基金(林業部門)[6614]</u></td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		661		補助的金融業、金融附帯業		6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○手形交換所</u>		6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会； <u>農林漁業信用基金(林業部門)</u> ； <u>県農協保証センター</u> ；信用保証会社 ×農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)[6615]		6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)； <u>全国農協保証センター</u> <u>×農林漁業信用基金(林業部門)[6614]</u>	<p>電子交換所の設立(2022年11月予定)に伴い、○例示を変更する。</p> <p>(独)農林漁業信用基金は単独の事業所であり、主たる事業である信用保証再保険機関に分類されるため、○例示の農林漁業信用基金(林業部門)と、×例示の(農業・漁業部門)[6615]を削除する。</p> <p>(独)農林漁業信用基金は単独の事業所であり、主たる事業である信用保証再保険機関に分類されるため、○例示の(農業・漁業部門)と、×例示の×農林漁業信用基金(林業部門)[6614]を削除する。</p>
小分類 番号	細分類 番号																															
661		補助的金融業、金融附帯業																														
	6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○電子交換所</u>																														
	6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；県農協保証センター；信用保証会社 ×農林漁業信用基金[6615]																														
	6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金；全国農協保証センター																														
小分類 番号	細分類 番号																															
661		補助的金融業、金融附帯業																														
	6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>○手形交換所</u>																														
	6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。 ○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会； <u>農林漁業信用基金(林業部門)</u> ； <u>県農協保証センター</u> ；信用保証会社 ×農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)[6615]																														
	6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。 ○農林漁業信用基金(<u>農業・漁業部門</u>)； <u>全国農協保証センター</u> <u>×農林漁業信用基金(林業部門)[6614]</u>																														

日本標準産業分類第14回改定案（J-金融業, 保険業）

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業 その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。 ○公共工事前払金保証会社; 前払式支払手段発行者(前払式支払手段として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む); 債権管理回収業者(サービサー); 整理回収機構; 資金移動業者(資金移動業として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む); 資金清算業者; 電子決済等代行業者; 暗号資産交換業者; 電子債権記録機関</p>	<p>6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業 その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。 ○公共工事前払金保証会社; 前払式支払手段発行者; 債権管理回収業者(サービサー); 整理回収機構; 資金移動業者; 資金清算業者</p>	<p>総務省の意見に基づき、前回改定以降の産業の動向を踏まえ、位置付けを明確化するために内容例示を追加する。 暗号資産交換業者について、ISIC(国際標準産業分類)改定の議論においては、新たな小分類項目を立項せず、ガイダンスを充実させる方向性で議論がなされていることから、第6回産業分類検討チームにて提案の通り、「6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業」○例示に暗号資産交換業を追加する。 なお、次々回の産業分類改定に当たっては、ISICの動向や暗号資産交換業の事業規模等を把握の上、新規立項も含めた検討が必要となる可能性がある。</p>

【参考】第6回検討チーム提出時の改定素案

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業 その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。 ○公共工事前払金保証会社; 前払式支払手段発行者(QRコード決済・電子マネー(前払式支払手段として提供されるもの)等); 債権管理回収業者(サービサー); 整理回収機構; 資金移動業者(QRコード決済・電子マネー(資金移動業として提供されるもの)等); 資金清算業者; 電子決済等代行業者; 暗号資産交換業者; 電子債権記録機関</p>	<p>6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業 その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。 ○公共工事前払金保証会社; 前払式支払手段発行者; 債権管理回収業者(サービサー); 整理回収機構; 資金移動業者; 資金清算業者</p>	<p>総務省の意見に基づき、前回改定以降の産業の動向を踏まえ、位置付けを明確化するために内容例示を追加する。【P】 ※ISICの今後の議論状況等に応じて左記例示の整理を検討</p>